

地域交通安全活動推進委員等に関する運用要領について（例規）

平成2年12月13日  
兵警交規例規第36号

地域交通安全活動推進委員等に関する運用要領を下記のように定め、平成3年1月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び地域交通安全活動推進委員等に関する規程（平成2年兵庫県警察本部訓令第36号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「地域協議会」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定数

推進委員の定数は、別に定めるところによる。

第3 身分等

推進委員は、非常勤の特別職の地方公務員であり、活動中の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年兵庫県条例第42号）により補償される。

第4 推薦

- 1 法第108条の29第1項各号に規定する要件を満たしているか否かの判断基準は、次の表に定めるとおりとする。

根拠	要件	判断基準
1号関係	人格及び行動について、社会的信望を有すること。	1 人格及び識見に優れ、平素の行動においても地域住民の信望を得ていること。 2 推進委員の地位を、政党又は政治目的のために利用するおそれのないこと。
2号関係	職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。	地域の駐車問題等交通問題に関心を持ち、かつ、自主的、継続的に活動が実施できる時間的な余裕を有すること。
3号関係	生活が安定していること。	経済的、社会的及び家庭的に安定しており、活動に対する報酬がなくても十分に生活ができること。

4号関係	健康で活動力を有すること。	健康で、各種の街頭活動を行うために必要な体力を有すること。
------	---------------	-------------------------------

2 推進委員の推薦は、地域交通安全活動推進委員推薦書（様式第1号）により行うものとする。

#### 第5 交通腕章等の支給

推進委員に対しては、交通腕章及び帽子を支給するものとする。

#### 第6 活動要領

推進委員の活動内容及び活動方法は、次のとおりとする。

##### 1 活動内容

###### (1) 交通安全教育活動

適正な交通の方法及び交通事故防止について地域住民の理解を深めるため、交通安全教育指針に基づき、地域住民に対する交通安全教育を行うこと。

###### (2) 高齢者等通行安全確保活動

地域住民に対する広報・啓発活動等高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について地域住民の理解を深めるための活動を行うこと。

###### (3) 駐車・道路使用適正化活動

道路不正使用をなくする日、駐車対策推進強化月間等において、違法駐車及び道路の不正使用者に対する現場指導、広報・啓発等違法駐車を追放及び道路の使用方法の適正化を図るための活動を行うこと。

###### (4) 自転車通行適正化活動

自転車利用者に対する街頭指導、広報・啓発活動等自転車の適正な通行の方法について地域住民の理解を深めるための活動を行うこと。

###### (5) 広報・啓発活動

全国交通安全運動、各種交通事故防止県民運動等の期間中等において、地域における交通事故防止気運の盛り上げ及び交通の安全と円滑を図るため、街頭キャンペーン、広報チラシの配布、ポスターの掲示等を行うこと。

###### (6) 協力要請活動

地域イベントの開催時等において、祭礼、行事等の主催者、企業、商店街等に対し、臨時駐車場及び駐車場案内板の設置、パンフレットの配布等の交通対策を自主的に行うように働き掛けること。

###### (7) 相談活動

交通問題に関する地域住民の相談に応じ、必要な助言及び援助を行うとともに、駐車問題、交通規制等についての地域住民の要望を集約すること。

###### (8) 協力援助活動

地域の自治会、町内会等において自主的に行う交通安全活動に対し、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう協力し、援助すること。

###### (9) 調査活動

前記(1)から(8)までの活動を行うために必要な範囲において、地域における交通

情勢等について実地調査を行うこと。

## 2 活動方法

### (1) 活動回数

交通安全教育活動、高齢者等通行安全確保活動、駐車・道路使用適正化活動、自転車通行適正化活動及び広報・啓発活動は、あらかじめ地域協議会が策定した活動計画に基づき、毎月おおむね2回、1回2時間程度行い、その他の活動については、必要に応じ随時、行うものとする。

### (2) 活動区域

推進委員は、原則として、推薦を受けた警察署の管轄区域を活動区域として活動するものとする。

### (3) 活動の記録

推進委員は、実施した活動の結果を、その都度、地域交通安全活動推進委員活動記録簿（様式第2号）に記載して、その状況を明らかにしておくものとする。

### (4) 活動結果の報告

推進委員は、実施した月間の活動結果を翌月の5日までに所属する地域協議会に報告するものとする。

## 第7 活動上の指導事項

警察署長（以下「署長」という。）は、推進委員の活動が適正かつ円滑に行われるようその活動実態の把握に努め、必要な助言を行うとともに、次に掲げる事項について指導するものとする。

### 1 心構え

推進委員は、地域住民に対する交通安全教育活動等を推進するためのリーダーとしての役割を認識し、誠意と熱意を持って活動すること。

また、平素からその職務の遂行に必要な知識及び技能の習得に努めること。

### 2 権限についての認識

活動に当たっては、関係者の理解と協力を得ながら任意的手段により行うものであって強制力を行使することはできないことを十分認識し、関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないよう慎重かつ適正に行うこと。

### 3 秘密の保持

委嘱された期間中及び委嘱を解かれた後においても、推進委員として知り得た秘密を漏らさないこと。

### 4 警察官との連携

活動に当たっては、警察官との緊密な連携を図るとともに、特異重要な事案を認知したときは、その都度、署長に報告すること。

### 5 身分証明書等の携帯

(1) 活動に際しては、常に身分証明書を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、身分証明書を提示すること。

(2) 街頭活動に当たっては、前記(1)のほか、記章、帽子及び腕章を着装するものとする。

### 6 受傷事故防止

街頭での活動に際しては、常に周囲の交通状況を把握し、安全な場所及び方法を選定するなど受傷事故防止に配慮すること。

## 第8 活動の報告等

### 1 活動の報告

推進委員は、活動を開始するときは活動場所、活動内容、人員、開始時刻及び終了予定時刻を、活動を終了したときは終了時刻、活動結果等をそれぞれ署長に報告するものとする。

### 2 活動状況の記録

署長は、前記の報告を受理したときは、地域交通安全活動推進委員活動表（様式第3号）にその状況を記録するものとする。

## 第9 解嘱事由の認知報告

1 法第108条の29第5項各号に規定する解嘱事由の判断基準は、次の表に定めるとおりとする。

根拠	解嘱事由	判断基準
1号関係	法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くにいたったとき。	前記第4の1の資格要件の判断基準による。
2号関係	職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。	推進委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第108条の29第2項各号に規定する職務を行わなかったとき。
3号関係	推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。	推進委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったとき。

2 規程第9条の報告は、地域交通安全活動推進委員解嘱事由認知報告書（様式第4号）により、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）を經由して交通部長に対して行うものとする。

## 第10 地域協議会

### 1 名称

地域協議会は、警察署の名称をし「地域交通安全活動推進委員協議会」と称するものとする。

### 2 役員構成

- (1) 地域協議会には、会長及び幹事若干名を置くものとする。
- (2) 幹事の数は、おおむね構成員の総数の3分の1を超えない範囲とする。

### 3 会則の制定

地域協議会の運営は会則を制定して行わせるものとし、その制定に当たっては、署長の意見を聴くものとする。

### 4 業務

- (1) 推進委員の年間及び月間計画を策定すること。
- (2) 推進委員から提出された意見を調整し、公安委員会に対し意見の申出を行うこと。
- (3) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと。
- (4) 署長との連絡を行うこと。
- (5) 推進委員の活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、研修会を開催すること。
- (6) 推進委員の活動に必要な資料及び情報の収集を行うこと。
- (7) 推進委員の活動状況の広報宣伝を行うこと。
- (8) 活動に必要な資機材の貸出し及び保管に当たること。
- (9) その他推進委員の活動に関し、必要な業務を行うこと。

#### 5 意見の申出

- (1) 前記4の(2)の意見の申出は、意見申出書(様式第5号)により行うものとする。
- (2) 公安委員会に対する意見の申出は、署長を経由して行うものとする。

#### 第11 報告又は資料の提出要求

規程第14条の報告又は資料の提出の要求は、報告・資料提出要求書(様式第6号)により行うものとする。

#### 第12 勧告

規程第15条の勧告は、勧告書(様式第7号)により行うものとする。

#### 第13 警察職員の協力等

##### 1 協力

警察職員は、推進委員の活動が適正かつ円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

##### 2 意見の申出に対する措置

交通企画課長及び署長は、前記第10の5の意見の申出を受けたときは、速やかに検討の上、必要な措置を講ずるとともに、当該地域協議会の会長に対し措置結果を回答するものとする。

#### 第14 推進委員名簿

推進委員の委嘱状況を明らかにしておくため、交通企画課長は推進委員の全員について、署長は自署管内の推進委員について、それぞれ地域交通安全活動推進委員名簿(様式第8号)を作成し、備え付けておくものとする。

#### 第15 報告

##### 1 定期報告

署長は、推進委員の活動結果を1箇月ごとに取りまとめ、地域交通安全活動推進委員活動結果報告書(様式第9号)により、翌月の10日までに、交通部長に報告(交通部交通企画課経由。以下同じ。)するものとする。

##### 2 随時報告

推進委員の受傷事故、抗議事案、効果的事例等については、その都度、速やかに交通部長に報告するものとする。